

ファンドに関する措置の概要

根 拠 法 令	投資信託及び投資法人に関する法律		資産流動化法		商品投資に係る事業の規制に関する法律		不動産特定共同事業法	保険業法		
	投資信託		投資法人	SPC	SPT	商品投資契約		不動産特定共同事業契約	保険契約（責額）	
	（委託者指図型）	（委託者非指図型）				（組合型）	（信託型）			
ビークルの組成についての規定	<p>信託であって以下の要件を満たすもの。</p> <p>① 委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他政令で定める資産に対する投資として運用し、受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とすること（第2条第1項）</p> <p>② 投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等を受託者とする（第4条）</p>	<p>信託であって以下の要件を満たすもの。</p> <p>① 受託者が、一つの信託約款に基づき、複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず、主として不動産その他政令で定める資産に対する投資として運用することを目的とすること（第2条第2項）</p> <p>② 信託会社等を受託者とする（第49条の2）</p>	<p>資産を主として有価証券、不動産その他政令で定める資産に対して投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された法人。</p> <p>① 設立企画人に投資信託委託業者が含まれていること（第66条）</p> <p>② 最低出資総額（1億円以上）（第68条）</p>	<p>資産の流動化を行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人。</p> <p>① 設立発起人の資格に関する規定はなし</p> <p>② 最低特定資本金（10万円以上）（第19条）</p>	<p>信託であって以下の要件を満たすもの。</p> <p>① 資産の流動化を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設定されたこと</p> <p>② 信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とすること（第2条第13項）</p>	-	-	-	-	
ファンド自体の監督	ファンドの届出・監督	投資信託約款の届出（第26条）	投資信託約款の届出（第49条の4）	規約の届出（第69条） 投資法人の登録（第187条）	資産流動化計画の届出（第3条）	資産流動化計画の届出（第164条）	-	-	保険業免許申請に際し、事業方法書・普通保険約款・保険料及び責任準備金の算出方法書を添付（第4条） その変更は認可等が必要（第123条）	
	資産管理	信託会社等を投資信託契約の受託者とする（信託財産として分別管理）（第4条）	分別運用義務（第49条の7）	信託会社等、証券会社、等への資産の保管業務の委託（第208条）	信託会社等に対する信託（不動産等、登記・登録制度がある資産についてはそれ以外の方法も可）（第144条）	信託会社等を特定目的信託契約の受託者とする（信託財産として分別管理）（第162条）	-	-	分別管理義務（第27条）	
	運用者	投資信託委託業者	信託会社等	投資信託委託業者	- （注2）	- （注2）	商品投資顧問業者	-	不動産特定共同事業者	保険会社
	受託者責任・利益相反防止	忠実義務・善管注意義務（第14条）	忠実義務・善管注意義務（第49条の8） 信託会社等の利益相反行為の禁止（第49条の9）	忠実義務・善管注意義務（第34条の2）	- （注2）	- （注2）	-	-	信義誠実義務（第14条）	-
	ディスクロージャー	運用報告書の作成・交付（第33条）	運用報告書の作成・交付（第49条の11、第33条）	資産運用報告書等の作成・交付（第129条、第131条）	営業報告書等（第85条）	信託財産の管理及び運用に係る報告書等（第203条）	顧客の資産状況報告書の作成・交付（第37条）	-	財産管理報告書の作成・交付（第28条）	資産運用状況報告書（規則第53条第1項第6号）
運用についての規制（注3）	投資信託委託業者 ・株式会社（認可）（第6条） ・最低資本金規制（5千万円）（第9条）	信託会社 ・株式会社（免許）（信託業法第3条） ・最低資本金・純資産額規制（1億円）（信託業法第5条）	投資信託委託業者 ・株式会社（認可）（第6条） ・最低資本金規制（5千万円）（第9条）	-	-	商品投資顧問業者 ・株式会社（許可）（第30条） ・最低資本金規制（1億円、商品投資販売業者のみが相手方ならば、1千万円）（第32条）	-	不動産特定共同事業者 ・法人（認可）（第3条） ・最低資本金規制（1億円、契約の代理・媒介のみは2千万円）（第7条）	保険会社 ・株式会社・相互会社（免許）（第3条） ・最低資本金規制（10億円）（第6条）	
販売・勧誘についての規制（注4）		証券会社 ・株式会社（登録）（証券取引法第28条） ・最低資本金（5千万円）（証券取引法第28条の4）				商品投資販売業者 ・法人（許可）（第3条） ・最低資本金規制（10億円、5億円、2千万円、1千万円）（第6条）	商品投資販売業者 ・法人（許可）（第3条） ・最低資本金規制（10億円、5億円、2千万円、1千万円）（第6条）	不動産特定共同事業者 ・法人（許可）（第3条） ・最低資本金規制（1億円、契約の代理・媒介のみは2千万円）（第7条）	保険会社 ・株式会社・相互会社（免許）（第3条） ・最低資本金規制（10億円）（第6条）	

（注1） 民法法や信託法等の一般法による規制は省略
（注2） 流動化のためのスキームであることから、運用は原則禁止
（注3） 運用行為への規制については「資産運用行為に関する措置の概要」を参照
（注4） 販売・勧誘行為への規制については「販売・勧誘行為に関する措置の概要」を参照